

## 神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付事業実施要綱

### 第1条 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

### 第2条 貸付事業の実施主体

本事業は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行うものとする。

### 第3条 貸付対象

訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

#### 1 訓練促進資金

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金(以下「高等職業訓練促進給付金」という。)の支給決定を受けていること。
- (2) 神奈川県内(横浜市、川崎市、相模原市を除く)に住居登録をしていること。
- (3) 養成機関を修了し、かつ資格取得日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務(1週間の所定労働時間が20時間以上であること)に従事し、5年間引き続き、その業務に従事する意思があり、かつその見込みがあること。
- (4) 他の都道府県等から重複して訓練促進資金貸付を受けていないこと。

#### 2 住宅支援資金

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む)であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という。)の策定を受けていること。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。
- (2) 神奈川県内(横浜市、川崎市、相模原市を除く)に住居登録をしており、かつ返還免除になるまで住居登録を継続する見込みがあること。
- (3) 現に就業していない者が貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続する意思があり、かつその見込みがあること。

(4)他の都道府県等から重複して住宅支援資金貸付を受けていないこと。

#### 第4条 貸付の種類及び貸付額

##### 1 訓練促進資金

(1)訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

(2)貸付額は、次の各号のとおりとする。

##### ア 入学準備金 500,000円以内

入学準備金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書学用品、交通費等に充当するための貸付とする。

##### イ 就職準備金 200,000円以内

就職準備金は、就職又は自営にあたり必要な費用に充当するための貸付とする。

##### 2 住宅支援資金

(1)住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

(2)貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限7万円)とする。

#### 第5条 貸付方法及び利子

1 訓練促進資金及び住宅支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 訓練促進資金は、連帯保証人(以下、「保証人」という。)を立てる場合は無利子とする。保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

#### 第6条 貸付の申込み

訓練促進資金貸付を受けようとする者は、住所地を所管する市の福祉事務所(町村にあっては県保健福祉事務所)に、住宅支援資金貸付を受けようとする者は、市の福祉事務所もしくは県の委託する神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターに事前相談の上、申請に必要な書類を確認し、県社協会長に申し込まなければならない。

#### 第7条 保証人

1 訓練促進資金貸付を受けようとする者は、原則として保証人を立てるものとする。ただし、保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができるものとする。

2 保証人は訓練促進資金貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15条の規定による延滞利子を包含するものとする。

3 訓練促進資金貸付を受けようとする者が、未成年である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

- 4 訓練促進資金貸付を受けようとする者及び住宅支援資金貸付を受けようとする者が、未成年者であるときは、原則として親権者等法定代理人の同意を得ることとする。
- 5 保証人は貸付を受けようとする者と別生計で、かつ返還資力のある者に限る。

## 第8条 貸付の決定

県社協会長は第3条に規定する要件を備えた者から貸付申請があつたときは審査を行い、貸付の可否を決定し、結果を申請者及び確認のため市の福祉事務所(町村にあっては県保健福祉事務所)もしくは県の委託する神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターに通知するものとする。

## 第9条 貸付金の交付方法

### 1 訓練促進資金

貸付金の交付は、一括で行うものとし、貸付契約の相手方(以下「借受者」という。)の指定する金融機関口座振込により行う。

### 2 住宅支援資金

貸付金の交付は、四半期ごとの割賦として行うものとし、借受者の指定する金融機関口座振込により行う。

## 第10条 貸付契約の解除等

### 1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の借受者が次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認め、その契約を解除するものとする。

- (1)養成機関を退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3)死亡したとき。
- (4)偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。
- (5)貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6)その他訓練促進資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

### 2 住宅支援資金

県社協会長は、住宅支援資金の借受者が次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認め、その契約を解除するものとする。

- (1)心身の故障のため就業を継続する見込みがなくなつたとき。
- (2)死亡したとき。
- (3)偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき。
- (4)貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (5)その他住宅支援資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

## 第11条 返還の債務の当然免除

## 1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第10条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に1週間の所定労働時間20時間以上従事し、5年間引き続き業務に従事したとき。  
(なお、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該業務従事期間には算入しない。)
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## 2 住宅支援資金

県社協会長は、住宅支援資金の借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第10条第2項第4号の規定により、住宅支援資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該業務従事期間には算入しない。)
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

## 第12条 返還の債務の裁量免除

### 1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の借受者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を次に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、第10条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 業務外の事由により死亡、又は障害により貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 第11条第1項第1号に規定する業務に従事したとき  
返還の債務の額の一部

## 2 住宅支援資金

県社協会長は、住宅支援資金の借受者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を次に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、第10条第2項第4号の規定により、住宅支援資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1)業務外の事由により死亡又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部

(2)長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

## 第13条 返還

### 1 訓練促進資金

訓練促進資金の借受者が、次のいずれかに該当する場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、次に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(第14条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、貸付けを受けた訓練促進資金を返還しなければならない。

(1)訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第11条第1項に規定する業務に従事しなかったとき。

(3)訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第11条第1項に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき(第12条に規定する裁量免除を行う場合を除く)。

### 2 住宅支援資金

住宅支援資金の借受者が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(第14条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、貸付けを受けた住宅支援資金を返還しなければならない。

(1)住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)貸付終了後1年が経過したとき。

(3)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき(第12条に規定する裁量免除を行う場合を除く)。

3 返還方法は、原則として、月賦による均等払方式によるものとする。ただし、いつでも繰上返還することができる。

#### 第14条 返還債務の履行猶予

訓練促進資金又は住宅支援資金の借受者の返還の債務の履行猶予については、次の各項に定めるところによる。

##### 1 当然猶予

県社協会長は、訓練促進資金の借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、借受者の申請により、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

##### 2 裁量猶予

(1) 県社協会長は、訓練促進資金の借受者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、借受者の申請により、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項第4号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

ア 第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る）。

(2) 県社協会長は、住宅支援資金の借受者が次のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、借受者の申請により、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第2項第3号の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

ア 第11条第2項第1号に定める就業期間中であるとき。

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき（返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る）。

#### 第15条 延滞利子

県社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の借受者が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

#### 第16条 借受者等の責務

- 1 借受者は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
- 2 借受者及び保証人は、県社協会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき又は報告を求められたときは、回答又は報告を行わなければならない。また、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を県社協会長から求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 借受者及び保証人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに県社協会長に届出なければならない。
  - (1)養成機関を修了して、資格を取得したとき
  - (2)就職又は復職、転職したとき
  - (3)借受者又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
  - (4)借受者又は保証人が死亡したとき
  - (5)保証人の変更を行う必要があるとき
  - (6)第10条の規定に該当することになったとき
  - (7)第11条の規定に該当することになったとき
  - (8)第14条の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に就職、転職、退職等をしたとき

#### 第17条 会計経理

- 1 本事業の実施にあたっては、本事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。その際、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確にする。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いについて、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いについて、事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金の10分の9に相当する金額を県に返還し、返還を受けた県はその金額を国庫に返還するものとする。

#### 第18条 県への報告等

- 1 県社協会長は、本事業を実施するにあたり、貸付計画書（貸付見込人数、貸付見込額、返還見込額等）を策定し、県の承認を受けるものとする。また、当該計画書の内容を変更する場合も同様とする。
- 2 県社協会長は、毎年度10月に前年度10月から3月までの貸付実績と、当該年度4月から9月までの貸付実績について、県知事に報告するものとする。

- 3 県社協会長は毎年度終了後、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載したひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実績報告書(第4号様式)を作成し、県知事へ提出するものとする。

#### 第19条 その他

この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については県社協会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成29年3月24日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和3年12月1日より施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和8年2月18日より施行し、令和7年4月1日から適用する。